

【韓国】国家戦略技術育成に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 半導体、人工知能など、経済、外交、安全保障等の観点から重要性の高い国家戦略技術を育成するための法律が、2023年3月に制定された。同年9月に施行される。

1 背景と経緯

2022年10月、韓国の科学技術情報通信部（部は日本の省に相当）は、半導体・ディスプレイ、人工知能等の12分野の国家戦略技術¹を設定し、国家レベルでこれらを育成するための方策をまとめた「国家戦略技術育成方案」を発表した²。同方案には、研究開発への投資拡大等、国家戦略技術を集中的に育成するための内容等が含まれている。また、同方案では、戦略技術に関する制度的な基盤形成のため、特別法を制定することが目指されていた。2023年3月21日、「国家戦略技術の育成に関する特別法（法律第19236号）」³が制定・公布された。同法は、本則全31か条及び附則3か条から成り、2023年9月22日に施行される。なお、同法は、2042年12月31日まで効力を有する時限法である。

2 制定法の概要

(1) 基本計画の策定

政府は、国家戦略技術育成基本計画を5年単位で策定しなければならない。基本計画の内容は、国家戦略技術の育成・管理に関する基本的な考え方、その他の事項が含まれなければならない。科学技術情報通信部長官（以下「長官」）が、関係する中央行政機関の長（以下「機関の長」）と協議し、国家科学技術諮問会議⁴の審議を経て策定する（第5条）。長官は、基本計画に沿って、国家戦略技術分野別細部施行計画を毎年策定し、施行しなければならない（第7条）。

(2) 国家戦略技術の選定等

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年6月12日である。

¹ 半導体・ディスプレイ、二次電池、先端モビリティ、次世代原子力、先端バイオ、宇宙航空・海洋、水素、サイバー安全保障、人工知能、次世代通信、先端ロボット・製造、量子。

² 「국가전략기술 육성 방안」2022.11.29. 과학기술정보통신부 웹사이트 <<https://www.msit.go.kr/publicinfo/view.do?sCode=user&mPid=63&mPid=62&pageIndex=&formMode=R&referKey=745%2C1&publicSeqNo=745&publicListSeqNo=1&searchMapngCd=&searchScCd=&searchOpt=&searchTxt=&pageIndex2=1>>; 「국가전략기술육성방안 발표」2022.10.28. 과학기술정보통신부 웹사이트 <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mPid=113&mPid=112&pageIndex=&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=3182291&searchOpt=ALL&searchTxt=>>>; 林茂根「韓国政府、12大国家戦略技術（50の細部重点技術）と育成方案を発表」『韓国コラム&レポート』2022.12.8. Science Portal Korea, 科学技術振興機構ウェブサイト <https://spap.jst.go.jp/korea/experience/2022/topic_ek_22.html>

³ 「국가전략기술 육성에 관한 특별법（법률 제 19236 호）」국가법령정보센터 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=248911#0000>>; 「[보도참고] 국가전략기술 육성 특별법, 국회 본회의 통과」2023.2.28. 과학기술정보통신부 웹사이트 <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=3182776>>

⁴ 国家科学技術諮問会議は、国家科学技術諮問會議法により設置され、科学技術の主要な政策・科学技術革新等に関連する事項に関する審議等を行う（同法第2条）。「국가과학기술자문회의법（법률 제 18071 호）」국가법령정보센터 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231601#0000>> 2023年1月、国家科学技術諮問會議の審議會議（国家科学技術諮問會議の會議は、全員會議、審議會議、諮問會議に区分される：国家科学技術諮問會議法第5条）に、国家戦略技術特別委員会が設置された。この特別委員会には、サムスン電子等関連企業の現場専門家や各分野の専門家が参加する。「국가전략기술 육성 정책 본격 추진을 위한 민관 합동 지휘본부（컨트롤타워）구성」2023.4.4. 과학기술정보통신부 웹사이트 <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mPid=113&mPid=238&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=3182900>>

長官は、機関の長と協議し、国家科学技術諮問会議の審議を経て、国家戦略技術を選定することができ、その場合には、国民経済等に及ぼす影響、新技術及び新産業の創出に寄与する程度等の事項を考慮しなければならない（第8条）。技術育成主体⁵は、自身が保有、管理するか、又は研究開発中である技術が国家戦略技術に当たるかどうかの確認を、長官に申請することができる（第9条）。

(3) 国家戦略技術研究開発事業

長官は、国家戦略技術研究開発事業（以下「戦略研究事業」）を指定することができる（第11条）。機関の長は、国家安全保障又は社会・経済に重大な影響を及ぼす戦略研究事業を遂行する場合には、公募以外の方法⁶、国家戦略技術研究開発課題⁷及びそれを遂行する研究開発機関を選定することができる（第12条）。

(4) 国家戦略技術に関する知識・情報の管理及び研究等

長官は、国家戦略技術及び戦略研究事業関連の知識・情報を総合的、体系的に管理しなければならない（第14条）。機関の長は、大学、大学院、国立大学病院等の機関又は当該機関が設立・運営する研究所を、国家戦略技術関連の研究開発等の機能を遂行する国家戦略技術特化研究所に指定することができる（第18条）。機関の長は、大学、大学院、国立大学病院等の機関及び中小企業等の企業が共同で設立・運営する企業共同研究所の設立を支援することができる（第19条）。政府は、明確な任務に基づき、失敗の可能性は高いものの、成功した場合の波及効果が大きい挑戦的な目標を達成するための研究開発の促進に必要な支援及び管理体制を構築しなければならない（第20条）。

(5) 人材育成

長官は、国家戦略技術分野の人材の体系的な養成等のため、韓国科学技術院⁸等の機関を国家戦略技術特化教育機関に指定することができる。特化教育機関の長は、国家戦略技術分野に特化した大学院の設立等を行うことができる（第25条）。

(6) 国家戦略技術の保護及び協力等

国、自治体及び技術育成主体は、国家戦略技術に関して、情報流出により国家安全保障及び国民経済に悪影響を及ぼさないよう、情報保護に必要な人材確保及び設備構築、情報の流出予防等に必要な措置を採らなければならない。技術育成主体は、国家戦略技術と関連した情報の提供要請を外国の政府又は機関から受けた場合には、その事実を機関の長に通知しなければならない（第27条）。政府は、国防・安全保障の分野で活用される可能性が高い国家戦略技術を確保するため、民・軍間の協力を通じた研究開発を奨励し、研究開発の成果が迅速に活用され得るよう、努力しなければならない。機関の長は、国防・安全保障分野で活用される可能性が高い戦略研究事業又は国家戦略技術研究開発課題を推進するため、必要と認める場合は、国防部長官又は防衛事業庁長に参加を要請することができる（第28条）。

⁵ 技術育成主体とは、国家戦略技術を研究、管理、保有し、又は関連事業を経営する、国公立研究機関、国立大学病院その他の機関等をいう。本法第2条第2号

⁶ 「国家研究開発革新法（法律第19235号）」の規定により、機関の長は、研究開発課題及びそれを遂行する研究開発機関を、公募により選定しなければならないとされるが、例外として、国家安全保障又は社会・経済に重大な影響を及ぼす研究開発課題である場合等には、公募以外の方法で選定することができる。「국가연구개발혁신법（법률 제 19235 호）」 국가법령정보센터 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=248877#0000>> 第9条第4項

⁷ 戦略研究事業の推進のため、所管の機関の長が定める課題。本法第2条第4号

⁸ KAIST（Korea Advanced Institute of Science and Technology）。韓国の大学であり研究機関。